

【市民農園の利用者募集】

福生加美市民農園の新規利用者の募集を行っています。【申込み】市民農園使用者協力会事務局（シティセールス推進課）係 551・1699

平成 28・29 年度後期高齢者医療保険料が改定されます

平成 28 年 1 月の東京都後期高齢者医療広域連合定例議会において、平成 28・29 年度の 2 年間における保険料率及び軽減措置が決定しました。保険料率は、法令に基づき 2 年間の医療給付費等に応じて定めることになっています。平成 28・29 年度の保険料率については、医療給付費の増加が見込まれ、保険料の増加抑制策を講じてもおお、一定のご負担をお願いせざるを得ないこととなりました。保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。保険料の算定にあたっては、確定申告をはじめ所得の申告などにより決定します。この申告等がないと保険料の軽減も受けられませんのでご理解ください。なお、平成 28 年度後期高齢者医療保険料決定通知書は、7 月中旬にお送りします。

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

▼保険料の決め方

〈東京都の保険料額（年額）〉限度額	=	〈均等割額〉被保険者 1 人あたり 42,400 円	+	〈所得割額〉賦課のもととなる所得金額 × 東京都の所得割率 9.07%
57 万円				

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額 33 万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

▼均等割額の軽減 同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額等を合計した額		軽減割合
33 万円以下	被保険者全員の年金収入が 80 万円以下で、かつ、その他の所得がない場合	9 割
	上記以外の場合	8.5 割
33 万円 + (26 万 5 千円 × 被保険者数) 以下の場合		5 割
33 万円 + (48 万円 × 被保険者数) 以下の場合		2 割

※ 65 歳以上（1 月 1 日現在）の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除 15 万円を差し引いた額で判定します。ただし、所得割額の計算には高齢者特別控除は適用されません。

▼所得割額の軽減 被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに軽減割額を判定します。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15 万円以下	100%
20 万円以下	75%
58 万円以下	50%

※ 100%軽減と 75%軽減は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

▼被扶養者軽減 後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、均等割額が 9 割軽減となり、所得割額はかかりません。

均等割額	所得割額	年間保険料額
9 割軽減	なし	4,200 円

固定資産税に関するお知らせ

▼納税通知書を 5 月 2 日に郵送します

今年の 1 月 1 日現在、市内に土地や家屋、償却資産を所有している方に、納税通知書を郵送します。

納税通知書が届かない方は課税課資産税係までお知らせください。

【問合せ】課税課資産税係 ☎ 551・1614

たっけー☆☆出沒情報！

★民生児童委員 熊本地震募金活動



【日時】5 月 8 日（日）午前 10 時～正午（予定）

【場所】福生駅改札前

【問合せ】シティセールス推進課まちの魅力創造グループ ☎ 551・1740

ハローワーク青梅・出張就職相談

ハローワークで扱う求人検索、ハローワーク職員による職業相談・職業紹介を行います。※予約不要

【日時】5 月 18 日（水）午後 1 時 30 分～4 時 30 分

【場所】市役所第一棟 2 階 第 1 会議室

【問合せ】シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699

「三市創業支援事業協議会 T・A・F」始動！セミナー受講者募集

5 月から福生市、昭島市、

立川市で連携し、創業希望者や既创业者のスキル向上を支援します。今回はセミナーを開催します。詳細は左表をご覧ください。

回	日時	タイトル・内容	会場
1	5 月 28 日（土）午後 1 時～4 時	「創業するのに必要なマインドって？（仮）」・創業の心構え、エニアグラム、アイデアトーク	たましん R I S U R U ホール会議室（立川市錦町 3 丁目 3-20）
2	6 月 25 日（土）午後 1 時～4 時	「お店をひらいたら地域とつながれ！～まちとつながり商売繁盛～」・各市の特色やまちの在り方など	昭島市公民館学習会議室（昭島市つつじが丘 3-7-7）
3	7 月 7 日（木）午前 10 時～正午	「私にもできる！～私らしい働き方起業という選択～」・女性の創業心構え	

【定員】先着 30 人

【申込み】5 月 6 日（金）から各回前日までに立川市産業観光課商工振興係 ☎ 042・528・4317 へ。

※第 3 回には、託児機能を設けています。希望の方は、6 月 24 日（金）までにお申し込みください。

福生発 横文字文化を掘り起こそう！「第 1 回横文字フォトコンテスト展示会」開催

国道 16 号線沿いを中心に基地周辺の看板や標識、ベンチなどに見られる横文字を撮影したフォトコンテスト

トの展示会を、福生アメリカンハウスで開催します。

【期間】5 月 3 日（祝）～29 日（日）の間の土・日・祝日（予定）

【場所】福生アメリカンハウス ☎ 513・0432（土・日・祝日の午前 11 時～午後 5 時営業）

福生水辺の楽校 参加者募集「多摩川バードウォッチング」

5 月の多摩川にはどんな鳥がいるのか観察します。

【日時】5 月 8 日（日）午前 9 時 30 分～11 時 30 分

【集合場所】福生柳山公園

【対象】中学 3 年生まで（未就学児は保護者同伴）

【持ち物】タオル、飲み物、双眼鏡（お持ちの方）※お持ちでない方にはお貸ししますが数に限りがあります。

【服装】帽子、長袖、長ズボン、運動靴

【申込み】5 月 6 日（金）までに環境課環境係 ☎ 551・1718 へ。

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

発泡スチロールの出し方

平成 26 年 4 月から、拠点回収が廃止され、発泡スチロールもほかのごみと同様に戸別回収をしています。発泡スチロールは、50 cm 未満に砕いて、透明または半透明の袋に入れ容器包装プラスチックとして出してください。

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

年金だより

▼国民年金の任意加入制度について

・老齢基礎年金は、20 歳から 60 歳までの 40 年間分の国民年金保険料を納付することで、満額の年金を受給できます。保険料の納付期間が 40 年間に満たない場合は、60 歳から 65 歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額に近づけることができます。また、納付済期間が受給資格期間（25 年）に満たない方も、60 歳から 65 歳になるまでの間に任意加入して、受給資格期間を満たすことができます。

・65 歳になっても受給資格期間を満たすことができない場合は、70 歳になるまでに受給権を確保できるならば、加入期間を延長できる「特例任意加入」を利用できます（昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた方に限られます）。

・海外に居住する国民年金の強制加入でなくなった方についても、20 歳以上 65 歳未満の日本国籍の方であれば任意加入できます。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670、青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

住民税・軽自動車税に関するお知らせ

①平成 28 年度住民税（市・都民税）の納税通知書の発送について

住民税は、その年の 1 月 1 日（賦課期日）現在、福生市に住んでいる方などに課税されます。平成 27 年中の所得に対する住民税の納税通知書は次の日程で発送します。

・特別徴収（給与差し引き）→ 5 月 12 日（木）発送

・普通徴収（納付書払い）→ 6 月 8 日（水）発送

②平成 28 年度の住民税（市・都民税）の徴収方法について

西多摩地区市町村では、給与収入の方の住民税の徴収方法について、法令に基づき特別徴収（給与差し引き）を行っています。平成 28 年度の特別徴収については、税額通知書を 5 月 12 日（木）に市から会社へ送付しますので、会社からお受け取りください。特別徴収は、6 月分から開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回となります。

③平成 28 年度住民税（市・都民税）の課税・非課税証明書の発行開始日について

〈発行場所〉総合窓口課（市役所 1 階 7 番）

〈発行開始日〉【特別徴収】5 月 12 日（木）から ※年金特別徴収については、6 月 8 日（水）から

【普通徴収】6 月 8 日（水）から

【特別徴収と普通徴収の併徴】6 月 8 日（水）から

④平成 28 年度軽自動車税の納税通知書の発送について

軽自動車税は毎年 4 月 1 日（賦課期日）現在に、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。対象者には 5 月 2 日（月）に納税通知書を発送します。

また、軽自動車税には身体障害者等に対する減免制度がありますので、同封のお知らせをご覧ください。

なお、申請期限は 5 月 31 日（水）までとなりますので、ご注意ください。

【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

【広報ふっさ 4 月 15 日号記事の訂正について】5 面に掲載の「平成 28 年度の身体障害者相談員・知的障害者相談員について」の記事に▼身体障害者相談員（敬称略）・赤石真美 ☎ 551・9112 とあるのは ☎ 042・849・0962 の誤りでした。お詫びして訂正します。【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

